

事務手続き等に関する付帯決議（案）

令和8年度の福島県水田農業産地づくり対策等推進会議に関する次の事務について、一切の権限を会長に委任する。

1. 東北農政局長等の承認に係る申請に関すること。（申請等の字句等の修正に関することを含む。）
2. 会員の権利及び義務に抵触しない範囲の規約、諸規程等の語句等の修正に関すること。

以上